

令和7年度主任介護支援専門員更新研修 開催要項

1. 目的

主任介護支援専門員に対して、主任介護支援専門員研修修了証明書の有効期限の更新時に併せて研修の受講を課す事により、継続的な資質向上を図る為の定期的な研修受講の機会を確保し、主任介護支援専門員の役割を果たしていく為に必要な能力の保持・向上を図る事を目的とします。

2. 主催

島根県（実施機関：社会福祉法人島根県社会福祉協議会 島根県福祉人材センター）

※本研修は介護支援専門員資質向上事業実施要項(平成26年7月4日老発0704第2号厚生労働省老健局通知の別紙)に基づき実施するものです。

3. 期日・開催場所・定員

会場	eラーニング受講期間	集合研修		定員
出雲	令和7年6月16日(月) ～7月14日(月)	1期	7月18日(金)～20日(日)	100名
		2期	8月7日(木)～8日(金)	
		3期	8月26日(火)～28日(木)	
浜田	令和7年5月19日(月) ～6月20日(金)	1期	6月24日(火)～26日(木)	80名
		2期	7月8日(火)～9日(水)	
		3期	7月23日(水)～25日(金)	

【集合研修会場】

出雲会場：朱鷺会館 大ホール

浜田会場：いわみーる 4階401研修室

※研修の詳しい日程については受講決定通知および島根県福祉人材センターのホームページでお知らせします。

4. 受講対象者・受講要件

特に質の高い研修を実施する観点から、主任介護支援専門員研修修了証明書の有効期限が概ね2年以内に満了する者であって、具体的には下記(1)から(4)の要件を全て満たす者。

- (1) 島根県に介護支援専門員登録を行っている者
- (2) 介護支援専門員証の有効期限満了日までに主任介護支援専門員更新研修が修了出来る者
- (3) 次の①から④までのいずれかの要件を満たす者
 - ① 介護支援専門員に係る研修の企画、講師やファシリテーターの経験がある者（介護支援専門員実務研修見学実習指導者を含む（下記※1））
 - ② 地域包括支援センターや職能団体等が開催する法定外の研修等に4回/年度以上参加した者（下記※2）
 - ③ 日本ケアマネジメント学会が開催する研究大会等において、演題発表等の経験がある者（下記※3）
 - ④ 日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネージャー
- (4) 本研修終了後に島根県から主任介護支援専門員の情報を必要とする研修団体等（市町村、保険者、社会福祉協議会、介護支援専門員協会など）に対し、修了者の氏名・所属（名称及び電話番号）を提供する事について承諾する者

※1 「介護支援専門員に係る研修」とは、平成 28 年度以後の法定研修（介護支援専門員実務研修、専門研修、主任介護支援専門員研修、主任介護支援専門員更新研修、再研修、更新研修）・島根県介護支援専門員協会・島根県内の地域包括支援センター・島根県社会福祉協議会が行う研修とします。（ただし、島根県社会福祉協議会が行う研修は、介護支援専門員の業務に関する研修に限る）

また、90 分以上の法定外研修を講師（ファシリテーターは除く）として主任介護支援専門員の肩書で行った場合について、法定外研修の実施元による証明があればこれに該当します。

※2 「職能団体等が開催する法定外の研修等」とは、次の①から④の研修とします。

①島根県介護支援専門員協会が行う研修（各地域協会が地域単位で行う研修も含む）

②日本介護支援専門員協会が行う研修又は日本介護支援専門員協会中国ブロック研修

③島根県社会福祉協議会が行う研修（介護支援専門員に関する研修に限る）

④島根県介護支援専門員協会が主任介護支援専門員を対象に行うフォローアップ研修

（注 1）法定外の研修等の受講については、主任介護支援専門員である者が自己研鑽を積むということでは本来毎年の受講が望ましいが、1年間（4月～翌年3月）に年4回以上とし、現在の主任資格が有効な5年間のうちいずれかの年において回数を満たしていれば可とします。また、回数の算定に当たっては、①から④までの研修を合算することも可とします。

※3 「研究大会等」については、現在の主任資格が有効な5年間開催された研修大会等とします。なお、日本介護支援専門員協会中国ブロックの研究大会も含まれます。

※1～3について、いずれの場合も、**前回主任更新研修を修了した際に提出した証明で使用した講師実績、研修修了証明書及び発表より後に実施したものに限り**ます。

5.申込方法・受講決定・受講料等

(1) 申込期限

5月9日（金）13時までに申し込んでください。

- 申込期間中に「島根県福祉人材センターホームページ（<https://www.shimane-fjc.com/>）」にアクセスして、『研修受講サポートシステム』から申し込みをしてください。
- 期限を過ぎてからの受講申込は受け付けません。
- 『研修受講サポートシステム』の申込み後、入力内容に不備がある場合は受講決定になりません。申込状態が「要件不備」となった方は要件不備の内容を確認のうえ、不明な点があればお問合せください。
- 『研修受講サポートシステム』での申し込みが出来ない場合は島根県福祉人材センターまでお問合せください。

(2) 添付書類

『研修受講サポートシステム』のフォーム内に下記①～⑤をアップロードし、添付してください。

① 介護支援専門員証の写し

② 受講要件を証明する書類（以下のア～オのいずれか）

ア) **法定**研修講師等実績申告書（様式2）及び添付書類【4.受講対象者・受講要件(3)①該当者のみ】

イ) **法定外**研修講師実績申請書(様式3-①)**法定外**研修講師実績証明書(様式3-②)及び添付書類

【4.受講対象者・受講要件(3)①該当者のみ】

ウ) 研修実施期間が交付する研修修了証明書の写し【4.受講対象者・受講要件(3)②該当者のみ】

エ) 該当する研究大会で演題発表等を行ったことが分かるもの(例：発表内容の抄録やカリキュラム等の写し)

【4.受講対象者・受講要件(3)③該当者のみ】

オ) 認定ケアマネージャー認定証(有効期限内)の写し【4.受講対象者・受講要件(3)④該当者のみ】

③主任介護支援専門員研修の修了証書の写し(**初めて主任介護支援専門員更新研修を受講する方**)

④「主任介護支援専門員更新研修の修了証書の写し」と「県通知：主任介護支援専門員資格の更新について」

(有効期間満了日の記載のあるもの) (**平成30年度以降に主任介護支援専門員更新研修を受講された方**)

⑤公的証明書や戸籍抄本等の写し (**申込書と上記添付書類の氏名が異なる場合のみ**)

(3) 受講決定

- ① 『研修受講サポートシステム』の申し込み後、受講決定した場合は申込状態が「受講決定」になります。申込み期間終了後 1 週間程度で「受講決定通知書」を郵送します。
- ② 決定後の受講取消はご遠慮ください。やむを得ず受講を取り消される場合、請求書に記載された期限までにご連絡頂いた場合のみ受講料を返金いたします。ただし、返金にかかる手数料はご負担頂きます。

(4) 受講料等

受講料 18,000 円 (消費税非課税)

テキスト代 6,160 円 (消費税課税)

[使用テキスト]『4 訂介護支援専門員研修テキスト(主任介護支援専門員更新研修)』

(一般社団法人日本介護支援専門員協会) 4,400 円

『適切なケアマネジメント手法項目一覧 概要版』(長寿社会開発センター)1,760 円

※本研修では上記書籍をテキストとして使用します。受講料に合わせてテキスト代をお支払いください。

※「受講決定通知」にあわせて「受講料請求書」を送付します。請求書に記載された期限までに所定の方法により受講料をお振込みください。(振込手数料はご負担ください)

6. 事例準備について

本研修では集合研修時に事例検討に使う事例をご持参いただきます。事例の様式等については受講決定通知に同封します。

7.e ラーニングについて ※詳細は受講決定者に個別に通知します。

e ラーニングのパスワード等は「受講決定通知書」と同時期に送付します。紛失された場合、再発行は出来ませんので各自、大切に保管してください。

Oe ラーニングとは自宅や職場のパソコン等インターネットを介して web サイト上の学習システムにログインし、動画を視聴して学習する方法です。

Oe ラーニングに必要なインターネット環境や動画再生・音声出力が出来るパソコン等を受講者自身で用意して頂くことになります。なお、パソコン等の操作方法や設定に関する質問についてはお受け出来ません。

Oe ラーニングの受講期間の延長は出来ません。期間中は動画を繰り返し視聴出来ます。

8. 修了認定について

- ① 修了認定については全科目履修に加えて、各項目における到達目標を達成しているかについての修了評価により行います。修了評価は自己評価・修了テスト及び受講態度により判断します。修了認定された方には島根県知事名の修了証明書を交付します。
- ② 全科目の不足ない履修を修了の前提としますので、欠席・遅刻・中抜け等は原則として認められません。確実な受講ができるよう、スケジュール等について各自調整をお願いします。
- ③ 修了認定は研修終了後に行い、修了証書の即日発行は出来ません。ただし修了日は研修終了日となります。
- ④ 受講申込書記載事項に虚偽の内容が認められた場合は研修期間中または終了後であっても受講または修了取り消しの措置を取る事があります。
- ⑤ 本研修は一部科目を e ラーニングにより行います。所定の受講期間中に視聴できない場合、集合研修に参加出来ませんのでご注意ください。

※詳細は別紙「研修受講にあたっての注意事項及び留意事項について」をご熟読ください。

9. 特定一般教育訓練給付制度について

「令和7年度主任介護支援専門員更新研修」は、厚生労働大臣より「特定一般教育訓練講座」の指定を受けました。要件を満たす受講生は、受講費用の一部が研修修了後に支給されます。詳しくはお近くのハローワーク等にお問い合わせください。

10. 会場アクセス

出雲会場： 朱鷺会館 大ホール （出雲市西新町2丁目2456番地4）

【JR】 JR 松江駅西出雲駅から徒歩約10分

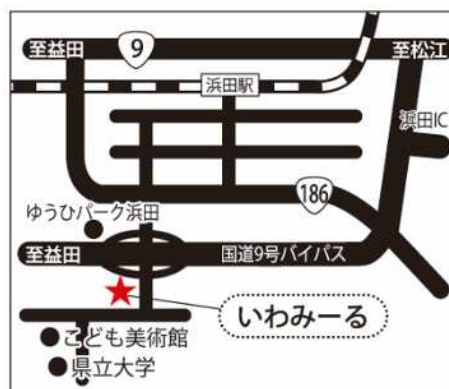
浜田会場： いわみーる「401 研修室」 （浜田市野原町1826-1）

【バス】 JR 浜田駅より 大学線乗車⇒いわみーる下車（10分）

《出雲会場》



《浜田会場》



11. お問い合わせ

社会福祉法人島根県社会福祉協議会（島根県福祉人材センター）

〒690-0011 松江市東津田町1741番地3 いきいきプラザ島根 2F 担当：昌子・三神

TEL：0852-32-5975 FAX：0852-32-56-5956 <https://www.shimane-fjc.com/>

受講者の皆様に関する個人情報、研修の受講名簿、名札の作成、研修テキストや各種資料の送付、履修状況管理、研修終了後の履修証明書の発行等、研修事業関連のみの目的で使用し、他の目的で使用することはありません。その管理については、島根県社会福祉協議会「個人情報保護規定」に基づき適切に行い、無断で第三者に提供することはありません。